

脆弱性診断サービス利用規約

第1条（規約の適用）

楽天モバイル株式会社（以下、「当社」といいます。）は、この利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、これにより当社と契約を締結した者（以下、「契約者」といいます。）に対し、脆弱性診断サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。なお、当社は本サービスの提供に係る業務をサービス提供元の事業者（以下、「提供元事業者」といいます。）に委託するものとします。

第2条（規約の変更）

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、当社の定められた日より変更後の規約が適用されるものとします。

第3条（用語の定義）

本規約において使用する用語は次の各号に定める通りとします。

- (1)「本契約」とは、本規約の定めに従い契約者と当社の間で成立する契約者による本サービスの利用にかかる契約をいいます。
- (2)「関連資料」とは、本サービスに関連する当社の資料をいいます。
- (3)「アクセス管理者」とは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（以下「不正アクセス禁止法」といいます。）第2条第1号に定める電気通信回線に接続している電子計算機の利用（当該電気通信回線を通じて行うものに限る。）につき当該特定電子計算機の動作を管理する者をいいます。
- (4)「管理権限」とは、アクセス管理者として適法かつ有効に管理や運用を行う権利をいいます。
- (5)「ドメイン等」とは、電気通信回線に接続している電子計算機やドメインネーム等をいいます。
- (6)「対象ドメイン等」とは、本サービスの対象となるドメイン等をいいます。

第4条（契約の単位）

当社は、1の契約者（法人に限ります。）につき、1の契約を締結します。法人以外の団体等においても、1の契約者を定めるものとします。

第5条（契約申込み）

本サービスの申込みをする者は、当社所定の方法により、次の各号に掲げる事項を当社に届け出て、申込みをしていただきます。

- (1)申込みをする者の氏名または名称、日本国内の住所または居所、電子メールアドレスおよび電話番号
- (2)クレジットカードにより支払いを行う場合においては、クレジットカードの種類、番号、有効期限およびその名義
- (3)本サービスの対象となるドメイン等を特定するために必要な事項
- (4)その他申込みの内容を特定するために必要な事項

- 2 当社は、申込みを受け付けた順序に従って承諾するものとします。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更し、または延期することがあります。当社がこの承諾を行った時点もしくはサービスの提供を開始した時点のいずれか早い時点で契約が成立するものとします。
- 3 当社は、前項のほか、申込みをした者が、次の各号いずれかに該当する場合には、その契約申込みを承諾しないことがあります。
 - (1)虚偽の事実を申告したとき
 - (2)第20条第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスまたは当社が提供する他サービスにおいて利用を停止されているまたは解除を受けたことがあるとき
 - (3)第26条に違反するおそれがあると当社が判断したとき
 - (4)当社のサービス等（本サービスを含みます。）の料金その他債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき
 - (5)申込みをした者の指定したクレジットカードが、使用することができないとき
 - (6)申込みをした者の指定したクレジットカードが、クレジット会社等により利用の差し止めが行われているとき
 - (7)反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員又は暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っている当社が判断した場合
 - (8)その他当社の業務の遂行上支障がある等、当社において承諾をしないことが相当と判断したとき

第6条（知的財産権）

本サービスおよび本サービスに係るマニュアルまたは関連資料、それらに関するすべての知的財産権（著作権・意匠権・特許権・実用新案権・商標権・ノウハウが含まれますがこれらに限定されません。）は当社または第三者である権利者に帰属します。

- 2 契約者は本サービスおよび本サービスの利用に係る知的財産権を侵害する行為、ならびにその行為を唆す行為をしてはならないものとします。
- 3 本条は、契約期間終了後も有効とします。

第7条（設備等の準備）

契約者は、本サービスを利用するために必要な機器やソフトウェア、通信手段など、本サービスを利用するための準備を自己の費用と責任において行うものとします。当社は本サービスにアクセスするための準備や方法などについては一切関与しないものとします。

第8条（IDおよびパスワード）

当社は速やかに契約者に対し、1の契約に対し、1のIDおよびパスワードを発行します。

- 2 契約者は、本サービスにおいて、IDおよびパスワードの使用および管理に一切の責任を負うものとします。当該IDおよびパスワードを用いて行う本サービスの利用は、第三者によるものを含み、す

べて契約者の責任にもとづく利用とみなします。

- 3 契約者は、パスワードを忘れた場合や盗まれた場合、第三者が ID を利用していると疑われる場合、ただちに当社にその旨を通知するものとします。当該通知がなされた場合、当社は契約者の求めに応じ新たなパスワードの発行を行います。
- 4 本契約終了時に利用されていた ID は、本サービスの新たな契約申込みには利用することができません。
- 5 当社は、ID およびパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 9 条（譲渡禁止）

契約者は、当社の事前の書面による承諾のない限り、本契約に基づいて本サービスを利用する権利を第三者に譲渡または貸与することはできず、また質権設定その他一切の担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第 9 条の 2（債権の譲渡）

当社は、本規約の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る当社債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあり、契約者はその旨を予め承諾するものとします。

第 10 条（変更届）

契約者は、本契約の締結時に当社へ届け出た事項に変更が生じた場合には、速やかに、当社が指定する方法によりその旨を当社へ申し出るものとします。

第 11 条（契約上の地位の承継）

契約者について、合併または会社分割により契約者たる地位が合併存続会社または分割承継会社に承継されたときは、当該地位の承継をした法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を当社が指定する方法によりその旨を申し出るものとします。当該申出があったときは、当該地位の承継をした法人は、契約者の当該契約上の地位（契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぎ、本規約が適用されるものとします。

第 12 条（料金等の支払義務）

契約者は、本契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解除があった日の前日を含む暦月までの期間について、料金表に規定する使用料（本サービスの料金のうち月額利用料であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

- 2 契約者が支払うべき料金は、相殺または反対請求を伴うことなく、いかなる控除も受けることがないものとします。
- 3 第 19 条、第 20 条または第 21 条の規定により本サービスの利用が中止、停止または利用制限された場合、当該期間における本サービス料金額の算出については、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。
- 4 当社は、契約者からの既に支払いのあった本サービスの料金等については、払い戻す義務を負わな

いものとしします。

- 5 料金表に特別な定めのない使用料について、当社は日割り等を行わないものとしします。

第 13 条（サービスの利用等）

契約者は、当社に対して、自らが管理権限を有する対象ドメイン等を通知し、当社は当該対象ドメイン等を対象として本サービスを提供します。

- 2 本サービスは対象ドメイン等に関するサイバー攻撃対策状況の簡易的な診断とその結果提供を目的としているものであり、全ての脆弱性等の発見を保証するものではありません。契約者はこのことを十分認識した上で自己の責任において本サービスを利用し、必要ならば適切なサイバー攻撃対策等を自身の判断で行うものとしします。
- 3 契約者は、当社が対象ドメイン等に対し、次の各号に該当する行為を行うことについて予め承諾するものとし、又は管理権限を有する者をして予め承諾させるものとしします。
 - (1)他人の識別符号（ID やパスワード等を含みます。）を利用して本来はアクセス権限のないアクセスを可能にする行為。
 - (2)セキュリティ・ホール（アクセス制御機能のプログラムの瑕疵、アクセス管理者の設定上のミス等のコンピュータ・システムにおける安全性の不備）を攻撃し、本来アクセスする権限のないアクセスを可能にする行為。
 - (3)その他不正アクセス禁止法第 2 条第 4 号に定める「不正アクセス行為」に該当し得る行為。
- 4 契約者は、本サービスにおいて登録する内容につき、一切の責任を負うものとし、当社又は他の契約者に何等の迷惑及び損害を与えないものとしします。対象ドメイン等として本サービスを提供するよう契約者が通知したドメイン等において、契約者が管理権限を有しないドメイン等、及び契約者が管理権限を有する第三者から、当社が当該ドメイン等に対して不正アクセス禁止法第 2 条第 4 項に定める行為を行うことについて承諾を得ていないドメイン等（以下「不適格ドメイン等」といいます。）が含まれている場合であっても、当社は責任を負わず、また、契約者は当社に対して責任を追及しないこととしします。
- 5 当社は、緊急性の高い事故が発生した場合もしくは公開された場合、又はサイバー攻撃対策状況の把握等を目的に、契約者が本サービスに登録した診断対象に対し、契約者の同意なく、任意の診断ができるものとしします。

第 14 条（料金の支払方法）

契約者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において料金を支払っていただきます。

- 2 前項にかかわらず、クレジットカードにより料金を支払う契約者は、当該クレジット会社の規約に基づき料金を支払うものとしします。契約者と当該クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当事者双方で解決するものとし、当社はいかなる責任も負わないものとしします。

第 15 条（割増金）

契約者は、料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額に加え、その免れた額（消費税相

当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額を、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第16条(延滞利息)

契約者は、料金等その他の債務について支払期日を経過しても、なお支払いがない場合には、延滞額に対し支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第17条(消費税)

契約者は、当社に対して本サービスに関する料金等その他債務を支払う場合、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとしているときは、当該債務を支払う際に消費税相当額を併せて支払うものとします。

第18条(端数処理)

当社は、料金等その他債務の計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、本規約において別に規定がある場合を除き、その端数を切り捨てます。

第19条(利用中止)

当社は、次の各号いずれかに該当するときは、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- (1)当社の設備の保守または工事のためやむを得ないとき
 - (2)当社の設備の障害等の発生またはその防止のためにやむを得ないとき
 - (3)当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、またはこれらの行為が行われていると疑われるとき
 - (4)本サービスの利用(第三者の不正利用等を含みます。)により、本サービス、あるいは第三者等に対して、悪影響を及ぼすおそれがあると当社が判断したとき
 - (5)第21条に定める場合で、復旧の見込みが立たないとき、もしくは復旧までに期間を要する場合
 - (6)その他本サービスの保全のために当社が必要やむを得ないと判断したとき
- 2 当社が前項に基づき本サービスの提供を中止するときは、予めそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。
- 3 当社は、本条第1項にもとづく本サービスの利用中止により、契約者、または第三者に損害が発生した場合であっても、いかなる責任も負わないものとします。

第20条(利用停止)

当社は、契約者が次の各号いずれかに該当するときは、催告することなく本サービスの利用の停止を行うことができるものとします。

- (1)本契約上の債務の履行を怠り、または怠るおそれがあるとき
- (2)本サービスの運用を妨害したとき

- (3)本サービスの利用にあたり虚偽の事実を申告したとき
 - (4)本規約に定めた契約者の義務に違反したとき
 - (5)契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ない場合
 - (6)当社が提供する他のサービスにおいて、契約者が契約違反により契約を解除されたとき
 - (7) その他前各号に準じる行為で、当社が不適切と合理的に判断できる行為
- 2 本条にもとづき本サービスの利用の停止が行われている期間（以下、「停止期間中」といいます。）においても、契約者は使用料をはじめ継続的に課金される料金の支払義務その他の義務を負うものとします。
- 3 契約者は、本サービスの停止期間中、本サービスが利用できなかったことにつき一切異議を述べず、また、これにより契約者、利用者または第三者に損害が発生した場合においても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第 21 条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれのある場合には、本サービスの利用に制限をかける場合があります。

第 22 条（当社からの解除）

当社は、契約者が第 20 条第 1 項各号のいずれかに該当し、当社が予め定めた期間内にその該当事項を解消しない場合、本契約の解除を行うことができるものとします。ただし、第 20 条第 1 項第 1 号または第 6 号に該当する場合、直ちに本契約の解除を行うことができるものとします。

- 2 本条にもとづく本契約の解除により契約者、利用者、または第三者に損害が生じた場合において、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第 23 条（契約者からの解約）

契約者が本サービスを解約する場合、当社所定の方法により、解約を希望する月の 60 日前までに通知することにより、本契約を終了することができるものとします。

- 2 本契約の解約は、契約者が希望した日を含む月末に行うものとし、契約者は、解約の行われた月の月末までの使用料及び初期費用等を料金表に定める通り支払うものとします。

第 24 条（本サービスの廃止）

当社は、自らの裁量により、90 日前までに契約者に本規約で定める方法により通知して、本サービスの全部または一部を廃止することができます。この場合、当社から契約者への通知にもとづき、本契約は終了します。

- 2 当社は、本条にもとづく本サービスの廃止により契約者、利用者または第三者に損害が生じた場合において、いかなる責任も負わないものとします。

第 25 条（契約終了後の措置）

本条は、事由の如何を問わず本契約が終了する場合に適用されるものとします。

2 本契約の終了に伴い、本サービスの利用に係る契約者の権利は消滅するものとします。

第 26 条（遵守事項）

契約者は、別記 2 に定める本サービスにおける遵守事項について遵守義務を負い、また契約者と各利用者との契約において、利用者に同等の遵守義務を負わせるものとします。なお、利用者の遵守義務違反は、契約者の義務違反とみなします。

- 2 契約者は、本サービス利用に係る禁止行為を認識した場合、直ちにその旨を当社に通知するとともに当該禁止行為を止めるものとします。
- 3 当社は、規制当局またはその関連する機関からの要請に応じ、契約者または利用者の違法行為またはその疑いのある行為に対して調査し、その状況を開示します。

第 27 条（ソフトウェアの管理）

契約者は、本サービス利用にあたり、当社が契約者に提供する本ソフトウェアについて、別記の遵守事項の中で定める本ソフトウェアの使用許諾条件を遵守するものとします。

第 28 条（損害賠償）

契約者が次の各号の事由により、当社に損害をおよぼしたときは、当社は契約者に対してその損害（合理的範囲の弁護士費用を含みます。）の賠償請求をできるものとします。

- (1)本契約あるいは法令に対して違反したこと
 - (2)当社の明示的な同意を得ることなく、当社の商標を使用する等、知的財産権を侵害したこと
- 2 本サービスの利用に関して契約者または利用者が第三者に与えた損害について、当社が当該第三者にその損害の賠償その他費用を負担したときは、当社は契約者に対し、これを求償するよう請求することができるものとします。

第 29 条（瑕疵担保責任）

本ソフトウェア製品（媒体の物理的瑕疵にのみ適用されます。なお、本ソフトウェア製品に記録されている本ソフトウェアについては本条第 2 項のみが適用されます）または本マニュアルに重大な物理的瑕疵が確認された場合は、当社は速やかにこれを無償にて交換するものとします。

- 2 本ソフトウェア及び本サービスに瑕疵が発見され、当社が契約者からの通知によりこれを確認した場合において、当社は自らの責任においてこれを修復するよう努力を尽くすものとします。ただし、当社と契約者との間で協議の結果、この瑕疵が原因で契約者に重大な支障をきたすため解除が適当と判断した場合もしくは当該瑕疵の修復が不可能と当社が判断した場合は、本契約を解除することがあります。
- 3 当社は、本サービスにて動作可能である携帯電話端末等及び本ソフトウェアの動作環境を当社の意思で決定するものとし、当社が自らまたは当社代理店を通じて通知するものとします。
- 4 本条第 1 項、第 2 項もしくは第 3 項に明示的に規定されている場合を除いて、当社は明示であるか黙示であるかを問わず、本サービス、本ソフトウェア製品、本マニュアルまたは関連資料について、その品質、性能および特別な目的への適合性等も含め、いかなる保証も行わないこととします。

第 30 条（責任の制限）

当社は本サービスの内容、及び契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行わないものとします。

- 2 当社は、第 8 条第 4 項に定める場合において、当社がその通知を受け取り、新たなパスワードを発行するまでの間に、契約者が被った損害については、一切責任を負わないものとします。
- 3 当社は、本サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める場合以外、一切責任を負わないものとします。
- 4 前項の場合において、当社は、契約者に生じた間接的損害（結果的損害、特別損害、付随的損害、利益若しくは収益の逸失による損害、事業の中断による損害、または情報の喪失による損害を含み、これらに限定されません。）について、当該損害が発生する可能性を認識していた場合または当該損害の発生が合理的に予見可能であった場合でも責任を負わないものとします。

第 31 条（機密保持）

契約者は、本サービスの利用に関し知り得た当社の技術情報等の非公開情報について、当社があらかじめ承諾した場合を除き、契約期間中及び契約期間終了後 3 年間は第三者に開示してはならないものとします。

第 32 条（分離可能性）

本規約の規定の一部について、管轄権のある裁判所が無効または法的強制力がないと判断した場合、当該無効または法的強制力がないと判断された部分は分離され、本規約の残余の部分が有効なものとして存続します。

第 33 条（情報セキュリティ）

当社は、個人情報保護法、情報セキュリティに関する法令、その他の規範、ガイドライン及び契約上のセキュリティ要求事項を遵守します。また、本サービスの情報セキュリティポリシーを所定のページに定めます。

第 34 条（契約者個人情報の取扱い）

当社は契約者の個人情報（以下「契約者個人情報」という）を別途オンライン上に掲示する「プライバシーポリシー」に基づき、以下の通り適切に取り扱うものとします。

- (1) 契約に必要な氏名もしくは名称、住所もしくは居所、電話番号、電子メールアドレスおよび請求書の送付先
 - (2) 料金の支払いに必要な銀行口座の名義、口座番号またはクレジットカードの番号、名義、有効期限
 - (3) 当社が付与するIDおよびパスワード
 - (4) 料金債務の支払い状況
- 2 当社は契約者個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
- (1) 本人性及び申込内容の確認、料金の請求、サービスの停止及び契約解除の通知等、当社のサービ

ス提供にかかるご通知

(2)サービスの提供条件変更のお知らせ

(3)当社等（第40条に定義。以下、同じ。）のサービスの改善あるいは新たなサービスの開発に関すること

(ア)当社等の新たなサービス・製品等のお知らせ、販売推奨、販売促進のイベント等のお知らせ、景品等の送付を行うこと

(イ)当社等のサービスのご利用にあたりお客さまに有益な他社サービス・製品等のお知らせ、サービス・製品等の改善のため等のアンケート調査、販売推奨、販売促進のイベント等のお知らせ、景品等の送付を行うこと

(ウ) 契約者が本サービスを利用して得たサイバー攻撃対策の診断結果を、本サービスの改善や研究、開発の目的で利用すること

(4)脆弱性診断サービスへのアクセス時にタイムスタンプやIPアドレスを含むアクセスログ情報をパケット通信における集計機能を提供するため取得

(5)当社に対するお問い合わせや苦情への対応・回答

3 当社は、前項の利用目的を果たすために必要な範囲内で契約者個人情報を含む契約者情報の取扱いを提供元事業者に委託することができるものとします。

4 当社は、前項に定める場合を除き、契約者個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること（オンライン画面上、書面上にそれらを明示し、契約者が提供の拒否を選択できる機会を設けることを含む）を行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。

ただし、以下の場合、当社判断により各号に必要な範囲内で個人情報を開示・提供することがあり、契約者はこれを了承するものとします。

(1)刑事訴訟法第218条その他、同法の定めに基づく強制的な処分が行われた場合

(2)生命、身体又は財産の保護のために必要があると当社が判断した場合

5 前項にかかわらず、契約者のインターネットサービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当該業務に必要な範囲内でクレジットカード会社等の金融機関、債権管理回収業者又は提携先等に個人情報を開示、提供することがあります。

6 契約者が本サービスの利用にあたり自ら登録した情報であって、アクセス制御が施されているものについては、当社は、参照、閲覧等して利用しないものとします。ただし、当社が本サービスを運営するために必要な範囲で参照が必要となることがあり、当該情報が個人情報に該当する場合には、当社が別に定めるプライバシーポリシーに従うものとします。

7 契約者が本サービスの利用にあたり自ら登録した情報であって、当社が本サービスの提供のために、取得する通信の履歴となるものは、当社の保守・保全のために利用します。

第35条（その他法令遵守）

当社ならびに契約者は、本規約の各条項のほか、日本法の不正アクセス禁止法、著作権法、不正競争防止法、その他関係法令を遵守し、また契約者は利用者に対しこれを遵守させるものとします。

2 当社は、契約者または利用者が本サービスを日本国以外で利用することにより、当該利用国または地域における法規制または慣習等にもとづき発生した損害または義務に対して、いかなる責任も負わないものとします。

第 36 条（当社からの通知）

当社は、本規約にもとづく当社から契約者への通知方法として、本サービスのウェブサイトにて告知、あるいは契約者への電子メールその他の連絡方法により通知を行います。本サービスのウェブサイトによる告知の場合は当該内容が掲載された時点、電子メールによる連絡の場合は契約者の電子メールアドレス宛に発信し契約者の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着した時点をもって、当社からの通知が完了したものとします。

- 2 契約者が、当社からの電子メールを受信しない理由が不可効力によるものであるとしても、当社はその通知が到達しなかったことについて、一切の責任を負いません。

第 37 条（準拠法及び裁判管轄）

本契約の準拠法は、日本法とします。また、本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 38 条（紛争の処理）

本サービスに関し、契約者と第三者との間で特許権、著作権、その他の知的財産権にかかる権利侵害を理由とする紛争が生じた場合、契約者が本契約に違反していない場合には、当社がその責任においてこれを解決するものとします。ただし、契約者は紛争の発生を知った場合、直ちにその詳細を当社に報告し、そうした紛争の解決を当社に一任するとともに、そうした紛争の解決に必要な情報と援助を当社に提供することを条件とします。また、当該の紛争が契約者の責任で生じた場合ならびに以下の場合において当社等はいかなる責任も負わず、契約者がその費用と自身の責任で当該の紛争の一切を解決するものとし、契約者は当社に生じた一切の損害を補償するものとします。

- (1) 契約者が本サービスを変更したことから当該の紛争が生じた場合
- (2) 契約者が本サービスを他のソフトウェア又はハードウェアと結合したことから当該の紛争が生じた場合
- (3) 契約者が本サービスの本マニュアルに従わない使用をしたことから当該の紛争が生じた場合
- (4) 契約者が本規約を遵守しなかったことから当該の紛争が生じた場合

第 39 条（優先言語）

本規約が他の言語に翻訳されたかにかかわらず、本規約の正本は日本語で書かれたものとし、他の言語に優先するものとします。

第 40 条（会社名等の取扱い）

当社は、契約者の名称等（広く一般に公表されている情報に限ります。）および当社との契約の有無を、当社および楽天グループ株式会社ならびに、その会社法で定める子会社、会社計算規則に定める関連会社（総称して以下、「当社等」といいます。）と以下の目的のために情報を共有し、取扱うものとします。

- (1) 当該契約と密接する当社等の提供するサービスの情報およびキャンペーン、イベント等の情報発信または販売促進活動のため

- (2)当社等のサービスに関するアンケート等を行い、その内容を調査することにより当社等のサービスの品質向上や新規サービスの開発等を行うため
- (3)当社等のサービスに関する分析を行い、そのデータを活用するため

第 41 条（定めのない事項）

当社及び契約者は本規約に基づき自らが負う義務を、誠意と責任をもって迅速且つ安全・確実に履行しなければならないものとします。

- 2 当社及び契約者は、本規約に基づき自らが負う業務の履行が両者間の誠意ある協力の上に成り立つこと確認します。
- 3 本規約に疑義が生じた場合、当社及び契約者は真摯に協議を行うものとし、課題が生じた際には、協力して解決にあたるものとします。

料金表 通則

(料金額の表示)

- 1 本契約に係る料金額の表示は税別額(消費税相当額加算しない額をいいます。以下同じとします。)を表示します。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従い1料金月として計算します。
- 3 当社は、月額で定める料金(以下「月額利用料」といいます。)を、次の通りに扱います。
 - (1) 本サービスの提供の開始の日を含む暦月の月額利用料の請求を行いません。
ただし、本サービスの提供の開始の日を含む暦月と本契約の解除があった日を含む暦月が同じ場合には2カ月分の月額利用料を請求します。
 - (2) 料金月の初日以外の日には本サービスの変更等があったときには、変更のあった日を含む暦月の月額利用料は変更前の月額利用料の請求を行い、翌暦月から変更後の月額利用料の請求を行います。
 - (3) 本サービスの契約解除月において、日割り計算による月額利用料の減額は行いません。利用日数にかかわらず、月額利用料の満額を請求いたします。
 - (4) 長期契約における違約金は、サービスの開始の日の翌暦月を1と起算し、解約の日を含む暦月までの月数が12カ月に満たない場合に適用します。その場合、残余期間に相当する月額利用料金を請求します。なお、長期契約をご契約の場合、契約期間中のプラン変更はできません。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金計算方法等において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金および関連する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

(請求書等発行手数料及び支払手数料)

- 7 契約者は、契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった初期費用又は月額利用料等に係る料金を当社が請求する場合に、第1表 付帯サービスに関する料金 1 請求書等発行手数料、及び 2 支払手数料に規定する手数料の支払いを要します。

(再請求書発行手数料)

- 8 契約者は、料金に関する費用について、支払期日を経過してもなお支払わない場合、料金通則 第1

表 2 に規定する手数料を支払っていただきます。

9 料金及び初期費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(少額料金の繰越払い)

10 当社は、契約者の1料金月の支払額（本規約で定める料金又は初期費用とします。以下この規定において同じとします。）が税込0円超え3,000円以下の場合、当社が別に定める場合を除いて、その料金月と翌料金月の支払額を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。ただし、この場合、その1の料金月及び翌料金月の支払額を合計しても税込3,000円以下であったときは（翌料金月が0円の場合も含みます。）、その1の料金月、翌料金月と翌々料金月（翌々料金月が0円の場合も含みます。）の支払額を、当社が別に指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金の一括後払い)

11 当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の金額を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

12 当社は、料金又は初期費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 12に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

13 第12条（料金等の支払義務）の規定その他本規約の規定により当社が別に定める料金又は初期費用の支払いを要するものとされている額は、当社が別途定める税別額に消費税を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は初期費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 附帯サービスに関する料金

1 請求書等発行手数料

1-1 適用

区 分	内 容
請求書等発行手数料の適用	請求書等発行手数料については、本規約の規定により支払いを要することとなる初期費用、月額利用料（請求書等発行手数料を除きます。）又は初期費用を契約者に請求する際に適用します。

1-2 料金額

単 位	料金額（税別）
1の請求ごとに	100円

2 支払手数料

2-1 適用

区 分	内 容
支払い手数料の適用	支払手数料については、本規約の規定により支払いを要することとなる初期費用、月額利用料（請求書等発行手数料、支払手数料を除きます。）又は初期費用を契約者に請求する際、2-2 料金額 の（3）に規定する支払方法の場合に適用します。

2-2 料金額

料金等の支払方法の区分	単 位	料金額
（1）クレジットカードによる支払い	1の請求ごと に	無料
（2）金融機関の預金口座振替又は自動払込利用による支払い		無料
（3）当社預金口座への振込みによる支払い		200円
備考		
1（1）による場合は、その支払いに係るクレジットカード会社の承認を取得できない場合は、当社が指定する他の支払方法に変更していただくことがあります。		
2（2）による場合は、その金融機関の預金口座又は自動払込みによる口座振替等が確認できない場合は、当社が指定する他の支払方法に変更していただくことがあります。		
3（3）による場合は、その振込みに係る金融機関の定める振込みの手数料（実費）については、契約者の負担となります。		

3 再請求書発行手数料

3-1 適用

区 分	内 容
再請求書発行手数料の適用	この規約の規定により支払いを要することとなる料金（再請求書発行手数料を除きます）について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）に請求書を発行した場合に適用します。

3-2 料金額

単 位	料金額（税別）
1の契約ごとに	191 円

本サービスにおける遵守事項

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の禁止行為を行わないものとします。

1. 他の契約者、第三者又は当社の知的財産権（著作権・意匠権・特許権・実用新案権・商標権・ノウハウが含まれますがこれらに限定されません。）その他の権利を侵害する行為、又は侵害する虞のある行為。
2. 不適格ドメイン等を対象ドメイン等として当社に通知する行為。
3. 他の契約者、第三者又は当社の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害する虞のある行為。
4. 個人の実名、メールアドレス、住所、電話番号など個人情報を公開する行為、又はその虞のある行為。
5. 罵詈雑言等、他者を誹謗中傷する行為、又はその虞のある行為。
6. 名誉や信用を毀損する、もしくはそれらを助長する行為、又はその虞のある行為。
7. 嫌悪感を与える行為、又はその虞のある行為。
8. 民族的、人種、信条、性別、社会的身分又は門地等による差別、その他差別につながる行為、又はその虞のある行為。
9. ストーカー行為等、方法の如何を問わず嫌がらせをする行為、又はその虞のある行為。
10. 他の契約者、第三者又は当社に不利益もしくは経済的損害、精神的損害を与える行為、又はそれらの虞のある行為。
11. 公序良俗に反する行為もしくはその虞のある行為、又は公序良俗に反する情報を他の契約者もしくは第三者に提供する行為。
12. 暴力表現、非合法活動への勧誘、又はその虞のある行為。
13. 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、又はその虞のある行為。
14. 自殺又は死を誘発する行為、又はその虞のある行為。
15. 事実と反する、又はその虞のある情報を提供する行為。
16. 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類似する行為。
17. 当社の承認なく、本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為。
18. 本サービスの運営を妨げる行為。
19. 本サービスの信用を毀損する行為。
20. メールアドレス又はパスワードを不正に使用する行為。
21. 他人になりすまして本サービスを利用する行為。（自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織の代表者や代理人を名乗ったり又は他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽ったりすること。）
22. コンピューターウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。
23. いわゆる「スパム」あるいは大量メールの書き込み、作成、又は頒布をする行為。

- 24.無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- 25.その他、商用行為に該当する行為。
- 26.その他、法令に違反する、又は違反する虞のある行為。
- 27.その他、当社が不適切と判断する行為。

附則

(実施期日) 本規約は、令和 6年 11月 1日より実施します。

附則

(実施期日) 本改正規定は、令和 7年 4月 1日より実施します。